

堺市公報 第297号	令和6年1月19日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在

地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	11
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	12
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	16
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	18
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	19
○道路法に基づく府道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	19
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	22
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	24
○道路法に基づく市道の供用開始について	
【建設局土木部路政課】	26
<公告>	
○堺市立人権ふれあいセンターにおける臨時休館日の開館日への変更について	
【市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課】	26
○堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の臨時休館日について	
【文化観光局観光部観光推進課】	27
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	27
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告	

【建築都市局開発調整部建築安全課】	38
○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	38
○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	39
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	39
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	40
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	40
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	41
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	41

告 示

堺市告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
つげ内科医院	堺市堺区石津町1-15-1	令和5年11月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
ウエルシア薬局 堺中百舌島4丁店	堺市北区中百舌島町4-558-1	令和5年12月1日
庭代薬局	堺市南区庭代台2-9-3	令和5年11月1日
あしたば北野田薬局	堺市東区丈六160-6	令和5年11月1日
あやめ薬局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通2-2 御幸ビル1階	令和5年12月1日
泉薬局 堺店	堺市堺区栄橋町2-2-23 ベルメゾン堺103号	令和5年11月1日
泉薬局	堺市堺区香ヶ丘町1-13-20	令和5年11月1日

堺市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
----	-----	-------

つげ内科医院	堺市堺区石津町1-15-1	令和5年10月31日
--------	---------------	------------

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
井上歯科医院	堺市南区庭代台4-26-19	令和5年10月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
庭代薬局	堺市南区庭代台2-9-3	令和5年10月31日
泉薬局 堺店	堺市堺区栄橋町2-2-23 ベルメゾン堺103号	令和5年10月31日
泉薬局	堺市堺区香ヶ丘町1-13-20	令和5年10月31日
あしたば北野田薬局	堺市東区丈六160-6	令和5年10月31日

4 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
タイヨウ訪問看護ステーション	堺市北区中百舌鳥町4-540-1	令和5年4月30日



堺市告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

名称	所在地	休止年月日
藤村歯科	堺市中区土塔町3072-5	令和5年11月14日

堺市告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	つげ内科医院	堺市堺区石津町1-15-1	令和5年10月31日
訪問リハビリテーション	つげ内科医院	堺市堺区石津町1-15-1	令和5年10月31日
訪問看護	つげ内科医院	堺市堺区石津町1-15-1	令和5年10月31日
居宅療養管理指導	井上歯科医院	堺市南区庭代台4-26-19	令和5年10月31日
居宅療養管理指導	泉薬局	堺市堺区香ヶ丘町1-13-20	令和5年10月31日

介護予防居宅療養管理指導	泉薬局	堺市堺区香ヶ丘町1-13-20	令和5年10月31日
居宅療養管理指導	泉薬局 堺店	堺市堺区栄橋町2-2-23 ベルメゾン堺103号	令和5年10月31日
介護予防居宅療養管理指導	泉薬局 堺店	堺市堺区栄橋町2-2-23 ベルメゾン堺103号	令和5年10月31日
居宅療養管理指導	あしたば北野田薬局	堺市東区丈六160-6	令和5年10月31日
介護予防居宅療養管理指導	あしたば北野田薬局	堺市東区丈六160-6	令和5年10月31日
居宅介護支援	こすもす介護サービス	堺市中区八田西町2-6-31	平成24年3月31日
訪問介護	ヘルパーステーション双修	堺市西区家原寺町1-8-41	令和5年11月30日
居宅介護支援	介護計画そうしゅう	堺市西区家原寺町1-8-41	令和5年11月30日
訪問介護	笑顔介護センター新金岡	堺市北区新金岡町5-4-103	令和5年12月11日

堺市告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
居宅療養管理指導	藤村歯科	堺市中区土塔町3072-5	令和5年11月14日

堺市告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永藤英機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防通所サービス	せせらぎ優ゆ一本舗	健美炭酸泉 鳳店	堺市西区鳳東町2-169-2	令和5年11月1日
地域密着型通所介護	せせらぎ優ゆ一本舗	健美炭酸泉 鳳店	堺市西区鳳東町2-169-2	令和5年11月1日
介護予防通所サービス	せせらぎ優ゆ一本舗 宿院	健美薬泉 宿院店	堺市堺区宿院町西3-1-13	令和5年11月1日
地域密着型通所介護	せせらぎ優ゆ一本舗 宿院	健美薬泉 宿院店	堺市堺区宿院町西3-1-13	令和5年11月1日
介護予防通所	せせらぎ優ゆ一本舗	健美薬泉 中之町	堺市堺区中之	令和5年11月

サービス	舗 中之町	店	町西2-2-29	1日
地域密着型通所介護	せせらぎ優ゆ一本舗 中之町	健美薬泉 中之町店	堺市堺区中之町西2-2-29	令和5年11月1日

堺市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問サービス	ななケアサポート	堺市堺区向陵西町1-1-1	堺市堺区東雲西町1-2-7 出原ビル202	令和5年10月1日
訪問介護	ななケアサポート	堺市堺区向陵西町1-1-1	堺市堺区東雲西町1-2-7 出原ビル202	令和5年10月1日
居宅介護支援	ななケアサポート	堺市堺区向陵西町1-1-1	堺市堺区東雲西町1-2-7 出原ビル202	令和5年10月1日
介護予防訪問サービス	訪問介護サービス 笑顔の扉	堺市堺区北庄町1-2-6	堺市堺区桜之町西2-2-2	令和5年3月1日
訪問介護	訪問介護サービス 笑顔の扉	堺市堺区北庄町1-2-6	堺市堺区桜之町西2-2-2	令和5年3月1日

居宅介護支援	もりの詩ケアプランセンター	堺市中区深阪2-5-2-105	堺市中区深阪1-14-52-105	令和5年10月1日
介護予防訪問サービス	アルクケアステーション	堺市西区北条町1-15-16 大啓ビル1-D	堺市西区北条町2-4-5 小林マンション1階	令和5年10月1日
訪問介護	アルクケアステーション	堺市西区北条町1-15-16 大啓ビル1-D	堺市西区北条町2-4-5 小林マンション1階	令和5年10月1日
居宅介護支援	ケアプラン叶	堺市南区高倉台2-2-2-302	堺市南区高倉台2-11-22-106	令和5年10月17日
介護予防訪問サービス	こすもす介護サービス	堺市中区堀上町31-15	堺市南区新檜尾台4-52-1 ハイツニューヒノオII 107	令和5年11月1日
訪問介護	こすもす介護サービス	堺市中区堀上町31-15	堺市南区新檜尾台4-52-1 ハイツニューヒノオII 107	令和5年11月1日

堺市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永藤英機

1 はり・きゆう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
-----	------	-----	-------

野口 宜伸	ナチュラル鍼灸院 生野	大阪市生野区林寺6-2-1 5	令和5年12月1日
田中 悠貴	田中 悠貴（出張専門）	堺市堺区百舌鳥夕雲町2-1 31 大仙パークサイド202	令和5年12月1日

堺市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永藤英機

1 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
坂本 崇	城山台みちかわ 整骨院	堺市南区城山台2-2-1	令和5年11月25日

堺市告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776103927
事業所名称	ジーアール介護センター
事業所所在地	堺市中区土師町4丁25-9
指定の申請者	株式会社GR
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土師町四丁7番16号
代表者名	小寺百合香
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776303550
事業所名称	みんなる介護
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町中三丁15番19号 さくらビル2F号室
指定の申請者	合同会社Chelumchcot.
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺石津町中三丁15番19号 さくらビル2F号室
代表者名	阪口友美

指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776103943
事業所名称	G R 訪問介護
事業所所在地	堺市中区土師町4丁25-9
指定の申請者	株式会社G R
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土師町四丁7番16号
代表者名	小寺百合香
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776103919
事業所名称	訪問介護オレンジ
事業所所在地	堺市中区東八田34-5 ベルフルール107号
指定の申請者	株式会社T T D
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区鴨谷台一丁28番6号
代表者名	片山健
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776303543
事業所名称	支援センター ぶらいと
事業所所在地	堺市西区鳳中町3丁75-4 フレンテ鳳101
指定の申請者	一般社団法人桂
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳西町二丁82-6
代表者名	山本公彦

指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776402154
事業所名称	KANADEヘルパーステーション
事業所所在地	堺市南区土佐屋台1337 サンライズ泉ヶ丘502号
指定の申請者	株式会社響
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区高倉台四丁10番4号
代表者名	高畑啓子
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776302529
事業所名称	アースサポート堺浜寺
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町中一丁9番24号
指定の申請者	アースサポート株式会社
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区本町一丁目4番14号
代表者名	森山典明
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776004455
事業所名称	あいいろ福祉用具
事業所所在地	堺市堺区神保通1番4号
指定の申請者	あいいろ合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区神保通1番4号
代表者名	堀田貴生

指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776103935
事業所名称	G R福祉用具
事業所所在地	堺市中区土師町4丁25-9
指定の申請者	株式会社G R
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土師町四丁7番16号
代表者名	小寺百合香
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776004455
事業所名称	あいいろ福祉用具
事業所所在地	堺市堺区神保通1番4号
指定の申請者	あいいろ合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区神保通1番4号
代表者名	堀田貴生
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776103935
事業所名称	G R福祉用具
事業所所在地	堺市中区土師町4丁25-9
指定の申請者	株式会社G R
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土師町四丁7番16号
代表者名	小寺百合香

指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776503506
事業所名称	特別養護老人ホーム 梢, よろこび園
事業所所在地	堺市北区中村町367番地3
指定の申請者	社会福祉法人歓喜会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区中村町367番地3
代表者名	洲崎智津子
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	短期入所生活介護

堺市告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2776004455
事業所名称	あいいろ福祉用具
事業所所在地	堺市堺区神保通1番4号
指定の申請者	あいいろ合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区神保通1番4号
代表者名	堀田貴生

指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776103935
事業所名称	G R福祉用具
事業所所在地	堺市中区土師町4丁25-9
指定の申請者	株式会社G R
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土師町四丁7番16号
代表者名	小寺百合香
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776004455
事業所名称	あいいろ福祉用具
事業所所在地	堺市堺区神保通1番4号
指定の申請者	あいいろ合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区神保通1番4号
代表者名	堀田貴生
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776103935
事業所名称	G R福祉用具
事業所所在地	堺市中区土師町4丁25-9
指定の申請者	株式会社G R
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土師町四丁7番16号
代表者名	小寺百合香

指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776503506
事業所名称	特別養護老人ホーム 梢, よろこび園
事業所所在地	堺市北区中村町367番地3
指定の申請者	社会福祉法人歓喜会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区中村町367番地3
代表者名	洲崎智津子
指定年月日	令和5年12月1日
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護

~~~~~

#### 堺市告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永藤英機

|            |                |
|------------|----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796200240     |
| 事業所名称      | 合同会社 MRK       |
| 事業所所在地     | 堺市東区草尾353番地65  |
| 指定の申請者     | 合同会社MRK        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区畑1916番地 |
| 代表者名       | 畠山麗生           |

|         |           |
|---------|-----------|
| 指定年月日   | 令和5年12月1日 |
| サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |

## 堺市告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設として指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776503506         |
| 事業所名称      | 特別養護老人ホーム 梢, よろこび園 |
| 事業所所在地     | 堺市北区中村町367番地3      |
| 指定の申請者     | 社会福祉法人歓喜会          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区中村町367番地3   |
| 代表者名       | 洲崎智津子              |
| 指定年月日      | 令和5年12月1日          |
| サービスの種類    | 介護老人福祉施設           |

## 堺市告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

| 路線名    | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の  |      | 備考    |
|--------|----------------|--------|------|------|-------|
|        |                |        | 幅員m  | 延長m  |       |
| 堺かつらぎ線 | 南区别所429番3地先    | 旧      | 7.00 | 57.2 | F0061 |
|        |                |        | 8.71 |      |       |
|        | 南区别所447番6地先    | 新      | 8.58 | 57.2 |       |
|        |                |        | 8.71 |      |       |



堺市告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和6年1月19日

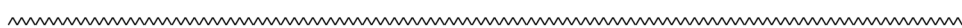
堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

| 路線名    | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の  |       | 備考    |
|--------|----------------|--------|------|-------|-------|
|        |                |        | 幅員m  | 延長m   |       |
| 大野芝辻之線 | 中区陶器北383番3地先   | 旧      | 3.21 | 28.62 | 02029 |
|        |                |        | 3.49 |       |       |
|        | 中区陶器北384番1地先   | 新      | 3.58 | 28.62 |       |
|        |                |        | 3.74 |       |       |



堺市告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

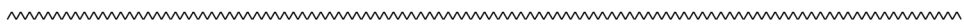
- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり



別紙

道路区域変更調書

| 路線名     | から<br>区間<br>まで  | 旧<br>新 | 敷地の  |     | 備考    |
|---------|-----------------|--------|------|-----|-------|
|         |                 |        | 幅員m  | 延長m |       |
| 上野芝59号線 | 西区上野芝町3丁701番4地先 | 旧      | 4.37 | 6   | ウ0161 |
|         |                 |        | 6.43 |     |       |
|         | 西区上野芝町3丁701番4地先 | 新      | 4.37 | 6   |       |
|         |                 |        | 6.43 |     |       |



堺市告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の供用を次のように開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 路 線 名 金岡8号線
- 2 供用開始の区間 北区長曾根町815番2地先 から  
北区長曾根町815番2地先 まで
- 3 供用開始の期日 告示の日

公 告

堺市公告第46号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）第24条第1項第2号の規定に基づき、指定管理者が堺市立人権ふれあいセンターの臨時休館日を開館日に変更したので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 変更日  
令和6年3月31日（日）

## 2 理由

堺市立人権ふれあいセンターにおける展示資料・図書資料の整理及び施設安全点検・整備のため、令和6年3月31日（日）を臨時休館日としていたが、同年4月1日（月）の休館日だけで上記作業を完了できるめどが立ったため。

~~~~~

堺市公告第47号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 休館日

令和6年2月19日（月）

2 休館施設

堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）

※駐車場を除く。

3 休館理由

停電を伴う法定点検を実施するため。

~~~~~

### 堺市公告第48号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

令和5年度 第10号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年1月4日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)   |       | 利用権を設定する農地 |      |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)                |        | 設定する利用権           |        |          |           |       |          |
|-------------------|-------|------------|------|------|---------------------|------------------------------|--------|-------------------|--------|----------|-----------|-------|----------|
| 住所                | 氏名    | 所在         | 地番   | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                           | 氏名     | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市東区高松5番地         | 阪口 茂樹 | 東区北野田      | 738  | 田    | 1,877               | 堺市美原区南余部438番地                | 天見 義英  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年2月1日 | 令和9年1月31日 | -     | -        |
|                   |       |            | 739  | 田    | 1,447               |                              |        |                   |        |          |           |       |          |
|                   |       |            | 740  | 田    | 928                 |                              |        |                   |        |          |           |       |          |
|                   |       |            | 741  | 田    | 750                 |                              |        |                   |        |          |           |       |          |
| 堺市北区金岡町2164番地1    | 芝尾 恭典 | 北区金岡町      | 2737 | 田    | 588                 | 堺市北区長曾根町626番地1               | 北野 忠行  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年2月1日 | 令和9年1月31日 | -     | -        |
| 堺市北区金岡町2164番地1    | 芝尾 恭典 | 北区金岡町      | 2738 | 田    | 690                 | 堺市北区長曾根町654番地                | 北野 智也  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年2月1日 | 令和9年1月31日 | -     | -        |
| 大阪狭山市山本北1285番地の27 | 小谷 精宏 | 東区草尾       | 640  | 畑    | 985                 | 堺市南区三原台3丁目4番2-111号           | 小谷 伊佐子 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年3月1日 | 令和9年2月28日 | -     | -        |
| 堺市東区高松486番地       | 谷 好勝  | 東区北野田      | 676  | 田    | 1,203               | 東京都渋谷区代々木4丁目41番7号 参宮橋マシヨン205 | 山田 曉善  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年3月1日 | 令和9年2月28日 | -     | -        |
|                   |       |            | 732  | 田    | 1,041               |                              |        |                   |        |          |           |       |          |
|                   |       |            | 733  | 田    | 899                 |                              |        |                   |        |          |           |       |          |
| 堺市中区新家町679番地11    | 納 健二郎 | 美原区阿弥      | 244  | 田    | 2,591               | 堺市美原区阿弥291番地                 | 松永 美保  | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年3月1日 | 令和9年2月28日 | -     | -        |

| 利用権の設定を受ける者(借手)      |       |             | 利用権を設定する農地              |          |                     |                                        | 利用権を設定する者(貸手)         |                           |        |          | 設定する利用権   |           |              |  |
|----------------------|-------|-------------|-------------------------|----------|---------------------|----------------------------------------|-----------------------|---------------------------|--------|----------|-----------|-----------|--------------|--|
| 住所                   | 氏名    | 所在          | 地番                      | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡)           | 住所                                     | 氏名                    | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |  |
| 堺市東区野尻町<br>275番地45   | 高瀬 貞俊 | 北区野遠町       | 459                     | 田        | 1,067               | 堺市北区野遠町<br>486番地                       | 西野 恵子                 | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和6年3月1日 | 令和9年2月28日 | -         | -            |  |
| 堺市中区深阪6<br>丁16番3号    | 樋川 重廣 | 中区榑葉        | 121-2                   | 田        | 876                 | 堺市中区榑葉51<br>番地1                        | 東野 公子                 | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和6年3月1日 | 令和9年2月28日 | -         | -            |  |
| 堺市南区大庭寺<br>969番地     | 北野 幸泰 | 南区榑葉2<br>丁  | 1775-<br>1              | 田        | 1,355               | 堺市西区菱木4<br>丁2810番地1                    | 辻林 弘泰                 | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和6年3月1日 | 令和9年2月28日 | -         | -            |  |
| 堺市中区深井水<br>池町2859番地6 | 谷川 幸司 | 中区深井畑<br>山町 | 2532                    | 田        | 469                 | 堺市中区東山26<br>9番地1                       | 銭谷 誠啓                 | 使用貸借による<br>権利             | 畑として利用 | 令和6年3月1日 | 令和9年2月28日 | -         | -            |  |
| 堺市中区平井57<br>2番地6     | 中野 年宏 | 中区榑葉        | 107-1<br>107-2<br>108-2 | 田        | 1,004<br>961<br>310 | 堺市中区榑葉44<br>番地                         | 永野 美化                 | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和6年3月1日 | 令和9年2月28日 | -         | -            |  |
| 堺市北区長曾根<br>町589番地    | 今野 正章 | 東区石原町<br>3丁 | 152-1                   | 田        | 736                 | 堺市堺区松屋町<br>2丁75番地<br>堺市堺区松屋町<br>2丁97番地 | 正和<br>多井 ゆかり<br>多井 孝仁 | 使用貸借による<br>権利             | 畑として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -            |  |

| 利用権の設定を受ける者(借手)    |       | 利用権を設定する農地  |            |          | 利用権を設定する者(貸手) |                            | 設定する利用権       |                           |                  |          |           |           |                               |
|--------------------|-------|-------------|------------|----------|---------------|----------------------------|---------------|---------------------------|------------------|----------|-----------|-----------|-------------------------------|
| 住所                 | 氏名    | 所在          | 地番         | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡)     | 住所                         | 氏名            | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容               | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法                  |
| 堺市北区長曾根<br>町589番地  | 今野 正章 | 東区石原町<br>3丁 | 167        | 田        | 687           | 堺市堺区南三国<br>ヶ丘町5丁5番1<br>号   | 以倉 吉隆         | 使用貸借によ<br>る権利             | 田として<br>利用       | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                             |
|                    |       |             | 178        | 田        | 687           |                            |               |                           |                  |          |           |           |                               |
| 堺市中区小阪58<br>7番地    | 藤原 武平 | 中区上之        | 2014       | 田        | 817           | 堺市東区草尾12<br>0番地            | 田中 徳昭         | 使用貸借によ<br>る権利             | 田として<br>利用       | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                             |
|                    |       |             | 2747-<br>1 | 田        | 1,079         |                            |               |                           |                  |          |           |           |                               |
| 堺市北区金岡町<br>2164番地1 | 芝尾 恭典 | 北区金岡町       | 2749       | 田        | 578           | 羽曳野市伊賀6<br>丁目2番2号          | 高岡 勝治         | 使用貸借によ<br>る権利             | 田として<br>利用       | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                             |
|                    |       |             | 243        | 田        | 1,838         |                            |               |                           |                  |          |           |           |                               |
| 堺市美原区真福<br>寺322番地  | 本並 昌幸 | 美原区大保       | 243        | 田        | 1,838         | 堺市美原区大保<br>301番地1          | 森 育子          | 使用貸借によ<br>る権利             | 田・畑<br>として<br>利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                             |
|                    |       |             | 316-1      | 田        | 1,373         |                            |               |                           |                  |          |           |           |                               |
| 堺市北区金岡町<br>2164番地1 | 芝尾 恭典 | 東区石原町<br>2丁 | 171-1      | 田        | 1,171         | 大阪市住吉区長<br>居東1丁目21番1<br>6号 | 松井 隆<br>松井 千秋 | 使用貸借によ<br>る権利             | 田として<br>利用       | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                             |
|                    |       |             | 2715-<br>1 | 田        | 1,010         |                            |               |                           |                  |          |           |           |                               |
| 堺市北区金岡町<br>2164番地1 | 芝尾 恭典 | 東区石原町<br>2丁 | 171-1      | 田        | 1,171         | 堺市東区石原町<br>4丁228番地         | 岡林 基史         | 使用貸借によ<br>る権利             | 田として<br>利用       | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                             |
|                    |       |             | 2715-<br>1 | 田        | 1,010         |                            |               |                           |                  |          |           |           |                               |
| 和泉市国分町10<br>19番地2  | 田口 賢一 | 西区菱木4<br>丁  | 2715-<br>1 | 田        | 1,010         | 堺市西区菱木4<br>丁2744番地         | 池畑 恒明         | 貸貸借による<br>権利              | 田として<br>利用       | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | 17,000    | 毎年年末ま<br>でに貸手<br>指定口座<br>に振込み |



| 利用権の設定を受ける者(借手) |        | 利用権を設定する農地 |        |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)                   |        | 設定する利用権           |        |          |            |       |          |
|-----------------|--------|------------|--------|------|---------------------|---------------------------------|--------|-------------------|--------|----------|------------|-------|----------|
| 住所              | 氏名     | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                              | 氏名     | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市東区石原町4丁244番地  | 井野 裕市  | 東区八下町1丁    | 77-1   | 田    | 1,163               | 大阪市平野区長吉長原1丁目5番31号 パナコーポビぐち302号 | 保井 博   | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和11年3月31日 | -     | -        |
| 和泉市国分町10番地2     | 田口 賢一  | 西区山田4丁     | 1509   | 田    | 1,110               | 堺市西区太平寺411番地                    | 木寺 里子  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  | -     | -        |
| 堺市南区榎尾37番地      | 西川 勝己  | 西区太平寺      | 635    | 田    | 935                 | 堺市中区深阪2丁4番51号                   | 盛尾 典明  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  | -     | -        |
| 堺市南区榎尾37番地      | 西川 勝己  | 南区稲葉3丁     | 1589-1 | 田    | 1,781               | 高石市千代田1丁目13番3号                  | 小倉 武士  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  | -     | -        |
| 堺市南区梅194番地1     | 土谷 雅弘  | 南区豊田       | 1170-1 | 田    | 1,495               | 堺市南区梅414番地                      | 吉田 勘哉  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  | -     | -        |
| 堺市中区辻之11番地8     | 木村 勇   | 中区辻之       | 1067   | 田    | 366                 | 堺市中区辻之16番地1                     | 川北 剛   | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  | -     | -        |
| 堺市東区関茶屋53番地1    | 植田 謙一郎 | 中区深井畑山町    | 2508   | 田    | 1,031               | 堺市中区東山27番地                      | 大町 京子  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  | -     | -        |
| 堺市東区関茶屋53番地1    | 植田 謙一郎 | 中区深井畑山町    | 2509   | 田    | 915                 | 堺市中区東山18番地                      | 谷尾 昌信  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  | -     | -        |
| 堺市北区金岡町2164番地1  | 芝尾 恭典  | 北区金岡町      | 2504   | 田    | 1,295               | 南河内郡河南町大字一須賀533番地               | 須原 美千代 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日  | -     | -        |

| 利用権の設定を受ける者(借手) |       | 利用権を設定する農地 |      |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)             |       | 設定する利用権           |        |          |           |        |                  |
|-----------------|-------|------------|------|------|---------------------|---------------------------|-------|-------------------|--------|----------|-----------|--------|------------------|
| 住所              | 氏名    | 所在         | 地番   | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                        | 氏名    | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法         |
| 堺市北区金岡町2164番地1  | 芝尾 恭典 | 北区金岡町      | 2503 | 田    | 2,009               | 堺市北区金岡町2456番地             | 間吾 一彦 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -      | -                |
| 堺市中区辻之11番地8     | 木村 勇  | 中区辻之       | 1062 | 田    | 181                 | 堺市北区東浅香山町4丁1番地15(1-1307号) | 楠本 正光 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -      | -                |
|                 |       |            | 1063 | 田    | 459                 |                           |       |                   |        |          |           |        |                  |
|                 |       |            | 1068 | 田    | 747                 |                           |       |                   |        |          |           |        |                  |
| 堺市東区北野田648番地2   | 野里 孝治 | 東区北野田      | 670  | 田    | 1,358               | 堺市堺区中永山園4番15号             | 井上 駒男 | 賃貸借による権利          | 畑として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | 23,000 | 毎年未までに貸手指定口座に振込み |
| 堺市中区深阪6丁16番3号   | 樋川 重廣 | 中区平井       | 594  | 田    | 952                 | 堺市中区植葉88番地                | 松田 智子 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -      | -                |
|                 |       |            | 595  | 田    | 912                 |                           |       |                   |        |          |           |        |                  |
|                 |       |            | 596  | 田    | 869                 |                           |       |                   |        |          |           |        |                  |
|                 |       |            | 597  | 田    | 132                 |                           |       |                   |        |          |           |        |                  |
| 堺市北区金岡町2164番地1  | 芝尾 恭典 | 中区上之       | 2040 | 田    | 591                 | 堺市中区上之28番地3番地             | 溝端 貞己 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -      | -                |
|                 |       |            |      | 田    | 499の内<br>287.65     |                           |       |                   |        |          |           |        |                  |

| 利用権の設定を受ける者(借手)    |        | 利用権を設定する農地   |            |          | 利用権を設定する者(貸手) |                             | 設定する利用権      |                           |            |          |           |           |                              |
|--------------------|--------|--------------|------------|----------|---------------|-----------------------------|--------------|---------------------------|------------|----------|-----------|-----------|------------------------------|
| 住所                 | 氏名     | 所在           | 地番         | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡)     | 住所                          | 氏名           | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法                 |
| 堺市北区野遠町<br>586番地   | 永木 富美男 | 北区野遠町        | 488-1      | 田        | 1,004         | 堺市北区野遠町<br>565番地            | 菅根 翁樹        | 賃貸借による<br>権利              | 田として<br>利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | 17,000    | 毎年未ま<br>でに貸手<br>指定口座<br>に振込み |
| 堺市南区大森25<br>3番地1   | 田中 篤   | 南区榎尾         | 155-1      | 田        | 258           | 堺市南区大森22<br>1番地2            | 盛野 富美男       | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑として<br>利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                            |
| 堺市東区高松48<br>6番地    | 谷 好勝   | 美原区今井        | 10         | 田        | 1,342         | 堺市東区高松16<br>6番地             | 寺山 義高        | 使用貸借によ<br>る権利             | 田として<br>利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                            |
| 堺市東区高松48<br>6番地    | 谷 好勝   | 東区高松         | 65-2       | 田        | 555           | 堺市東区高松16<br>6番地             | 寺山 義高        | 使用貸借によ<br>る権利             | 田として<br>利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                            |
|                    |        |              | 65-3       | 田        | 198           |                             |              |                           |            |          |           |           |                              |
|                    |        |              | 66-1       | 田        | 1,057         |                             |              |                           |            |          |           |           |                              |
| 堺市西区菱木4<br>丁2746番地 | 森口 久司  | 南区稲葉3<br>丁   | 1557-<br>1 | 田        | 1,087         | 堺市北区金岡町<br>2308番地           | 吉村 直樹        | 使用貸借によ<br>る権利             | 田として<br>利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                            |
| 和泉市国分町10<br>19番地2  | 田口 賢一  | 西区山田4<br>丁   | 1334       | 田        | 995           | 堺市西区菱木3<br>丁2639番地1         | 床山 文彦        | 賃貸借による<br>権利              | 田として<br>利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | 17,000    | 毎年未ま<br>でに貸手<br>指定口座<br>に振込み |
| 堺市北区金岡町<br>2164番地1 | 芝尾 恭典  | 東区日置庄<br>原寺町 | 331        | 田        | 1,338         | 堺市東区大<br>135番地7             | 松村 茂<br>松村 修 | 使用貸借によ<br>る権利             | 田として<br>利用 | 令和6年4月1日 | 令和9年3月31日 | -         | -                            |
|                    |        |              |            |          |               | 堺市東区草尾22<br>4番地2            | 安藤 祥子        |                           |            |          |           |           |                              |
|                    |        |              |            |          |               | 大阪府貝塚市麻<br>生中1050-1-<br>107 | 西秦 あゆみ       |                           |            |          |           |           |                              |

**使用貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第49号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和5年12月27日 第E-14号
- 2 対象区域 堺市東区白鷺町1丁1082番1、1106番5、1106番6、1126番9、1126番10、1149番5、1106番2、1106番3の一部、1126番7の一部及び1126番15並びに白鷺町2丁342番1の一部、1142番5、1149番6、1163番7及び342番72

~~~~~

堺市公告第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和5年12月27日 第E-15号
- 2 対象区域 堺市東区白鷺町1丁1082番1

- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課



堺市公告第51号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月19日

堺市長 永藤英機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和5年12月27日 第E-16号
- 2 対象区域 堺市東区白鷺町1丁1126番10の一部並びに白鷺町2丁342番1及び1142番5
- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課



堺市公告第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区浜寺船尾町西三丁356番1から356番49まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区東湊町五丁285番地2  
大拓木材株式会社  
代表取締役 裏部 光一

~~~~~

堺市公告第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市西区浜寺船尾町西二丁79番1、79番3から79番45まで、79番47及び79番48
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市堺区東湊町五丁285番地2
大拓木材株式会社
代表取締役 裏部 光一

~~~~~

堺市公告第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。



令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区日置荘西町四丁1008番1及び1008番3
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
石川県金沢市二宮町15番13号  
株式会社サンウェルズ  
代表取締役 苗代 亮達

~~~~~

堺市公告第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市中区深井清水町3220番2、3222番2、3223番2、3224番2、3225番2及び3229番2

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市右京区西京極町ノ坪町26番地
株式会社ツカサ
代表取締役 長谷川 喜昭

~~~~~

堺市公告第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区菱木一丁2284番3、2286番1から2286番15まで、2286番17及び2286番18

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区我孫子東二丁目7番4号

株式会社ティー・アイ・コーポレーション

代表取締役 高田 寛裕